

令和6年12月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うち電動車いす(ジョイスティック形)1件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、電気ホットプレート1件、
照明器具(天井埋込式)1件、電動アシスト自転車1件、
照明器具1件、バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)1件、
マッサージ器(充電式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400929	令和6年9月16日	令和6年12月12日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	当該製品を使用中、タイヤのゴムがリムから外れ、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月10日
A202400930	令和6年10月30日	令和6年12月12日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月3日
A202400931	令和6年11月27日	令和6年12月12日	電気ホットプレート	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和6年12月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400932	令和6年11月18日	令和6年12月12日	照明器具(天井埋込式)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品の一部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202400933	令和6年11月18日	令和6年12月12日	電動アシスト自転車	火災	駐輪場で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202400934	令和6年11月11日	令和6年12月13日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から50年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月4日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400935	令和6年11月12日	令和6年12月13日	バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月6日
A202400936	令和6年7月5日	令和6年12月13日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし